

社会福祉法人池修会 虐待防止指針

1 基本的考え方

社会福祉法人池修会は、ご利用様の尊厳を保持し、その人権を尊重することを最も重要な使命とします。私たちは、いかなる種類の虐待も決して許さず、ご利用様が安心して、その人らしい生活を送れるよう、法人全体として虐待の発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合には迅速かつ適切に対応することを誓います。

2 虐待の定義

本指針における「虐待」とは、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に定められる虐待行為（身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）を指します。これらは、ご利用様の心身に有害な影響を与えるあらゆる行為を含みます。

3 法人としての虐待防止体制

（１）統括虐待防止責任者

理事長を統括虐待防止責任者とし、法人全体の虐待防止に関する最高責任者として、その業務を統括します。

（２）虐待防止委員会

理事長、施設長、各事業所の管理者で構成される虐待防止委員会を設置し、定期的に会議を開催します。委員会では以下の事項について協議・検討します。

- ①虐待防止指針の策定、見直し及び周知徹底
- ②法人全体の虐待防止に関する研修計画の策定及び実施状況の確認
- ③施設・事業所からの虐待事例報告の集約と法人としての対応方針の決定
- ④再発防止策の検討と施設・各事業所への展開
- ⑤行政機関、地域関係機関及び第三者機関との連携強化
- ⑥職員の人権意識向上のための啓発活動

（３）施設・各事業所における体制

施設・各事業所は、本指針に基づき、責任者・担当者を配置するなど、具体的な体制を整備します。

4 職員の責務

- （１）法人に属する全ての職員は、ご利用様の人権と尊厳を深く理解し、いかなる場合も虐待行為を行いません。
- （２）職員は、虐待に関する知識・認識を常に最新のものに更新し、虐待の兆候やリスクを早期に察知するよう努めます。
- （３）職員は、虐待の疑いのある行為を発見した場合、またはその情報を得た場合は、速やかに所属する施設・事業所の責任者または担当者に報告する義務を負います。報告は匿名で行うことも可能です。
- （４）職員は、法人及び施設・各事業所が実施する虐待防止に関する研修に積極的に参加し、自

己の専門性及び倫理観の向上に努めます。

(5) 職員は、ご利用者様やそのご家族からの相談・苦情に対し、誠実かつ適切に対応します。

5 虐待発生時の対応

(1) 早期発見と迅速な報告

虐待の疑いまたはその兆候を把握した場合は、速やかに所属する施設・事業所の責任者、担当者、または統括虐待防止責任者へ報告します。

(2) 事実確認と調査

報告を受けた施設・事業所の責任者及び虐待防止委員会は、速やかに事実関係の確認及び詳細な調査を行います。必要に応じて、警察、市町村等の関係機関と連携し、専門的な調査協力を求めます。

(3) ご利用者様の安全確保と保護

ご利用者様の安全を最優先とし、虐待を受けているまたはそのおそれがあるご利用者様を速やかに保護します。必要に応じて、ご利用者様の一時的な安全な場所への移動や、医療機関との連携を図ります。

(4) 関係機関への通報

虐待が事実であると確認された場合、またはその疑いが強い場合は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、児童虐待防止法に基づき、速やかに所管の行政機関へ通報します。

(5) 再発防止策の策定と実行

虐待防止委員会において、原因究明を徹底し、二度と同様の事態が発生しないよう具体的な再発防止策を策定し、法人全体で速やかに実行します。

(6) 職員への厳正な対応

虐待に関与した職員に対しては、就業規則及び関係法令に基づき、厳正な処分を行います。

6 法人全体としての研修計画

法人全体で体系的な虐待防止研修計画を策定し、全職員が継続的に受講できる機会を提供します。

(1) 階層別研修

新規採用職員研修、中堅職員研修、管理職研修など、職務階層に応じた内容で実施します。

(2) テーマ別研修

身体拘束廃止、権利擁護、倫理綱領、コミュニケーションスキル、ストレスマネジメントなど、具体的なテーマに焦点を当てた研修を実施します。

(3) 外部講師招聘

弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどの専門家を外部講師として招き、専門的な知識と実践的な対応能力の向上を図ります。

(4) 定期的な開催

定期的に研修を実施し、職員の意識維持とスキルアップを図ります。

7 相談・苦情対応窓口の設置と周知

法人として、ご利用者様やそのご家族、地域住民及び職員が安心して虐待に関する相談や苦情を申し出ることができる窓口を設置し、その存在を広く周知します。また、匿名での相談も受け付け、相談者のプライバシー保護を徹底するとともに、相談内容に応じて、行政機関、地域包括支援センター、権利擁護センターなどの第三者機関との連携を図ります。

法人本部相談窓口

電話番号：０９６８－６９－２０１８

受付時間：月～金：９時～１８時

8 その他

本指針は、定期的に見直しを行い、社会情勢の変化や関連法令の改正に対応して常に最適な内容を維持します。また、本指針は、法人ホームページ等を通じて広く公開し、ご利用者様、ご家族、地域社会に対し、法人の虐待防止に対する強い意志と取り組みを明確に示します。

附則

この指針は、令和７年７月７日より施行する。